

第1 競争入札に付する事項

1 業務委託名

- (1) 資源物等収集運搬・中間処理業務委託（富合・城南地区）
- (2) 違反ごみ・災害ごみ等収集運搬業務委託
- (3) 総合ごみ収集運搬業務委託（植木B地区）
- (4) 総合ごみ収集運搬業務委託（富合・杉上地区）
- (5) 総合ごみ収集運搬業務委託（隈庄・豊田地区）
- (6) 燃やすごみ及び紙収集運搬業務委託（A地区）
- (7) 燃やすごみ及び紙収集運搬業務委託（B地区）
- (8) 燃やすごみ及び紙収集運搬業務委託（C地区）
- (9) 燃やすごみ及び紙収集運搬業務委託（D地区）
- (10) 燃やすごみ及び紙収集運搬業務委託（E地区）
- (11) 燃やすごみ及び紙収集運搬業務委託（F地区）
- (12) 燃やすごみ及び紙収集運搬業務委託（G地区）
- (13) 燃やすごみ及び紙収集運搬業務委託（H地区）
- (14) 燃やすごみ及び紙収集運搬業務委託（I地区）
- (15) 燃やすごみ及び紙収集運搬業務委託（J地区）
- (16) 燃やすごみ及び紙収集運搬業務委託（K地区）
- (17) 燃やすごみ及び紙収集運搬業務委託（L地区）
- (18) 燃やすごみ及び紙収集運搬業務委託（M地区）
- (19) 燃やすごみ及び紙収集運搬業務委託（N地区）

2 業務概要

熊本市が指定する区域のごみステーション等に排出されるごみ等の収集、運搬等を行うもの。

※詳細は仕様書を参照のこと。

3 履行場所

- (1) 富合・城南地区
- (2) 熊本市内一円
- (3) 田底校区、山東校区
- (4) 富合校区、杉上校区
- (5) 隈庄校区、豊田校区
- (6) A地区 託麻東校区、託麻南校区ほか
- (7) B地区 託麻北校区、託麻西校区ほか
- (8) C地区 川尻校区、御幸校区ほか
- (9) D地区 春日校区、池上校区ほか
- (10) E地区 慶徳校区、五福校区ほか
- (11) F地区 松尾校区、中島校区ほか
- (12) G地区 一新校区、大江校区ほか
- (13) H地区 壺川校区、碩台校区ほか
- (14) I地区 高平台校区、池田校区ほか
- (15) J地区 城北校区、出水校区ほか
- (16) K地区 池田校区、黒髪校区ほか
- (17) L地区 城東校区、白川校区ほか
- (18) M地区（現東A地区・現東B地区）尾ノ上校区、山ノ内校区ほか
- (19) N地区（現西A地区・現西B地区）城西校区、日吉校区ほか

※詳細は仕様書を参照のこと。

4 履行期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）9月30日まで

第2 担当部局

〒860-8601 熊本中央区手取本町1番1号

熊本市 環境局 資源循環部 廃棄物計画課

電話096-328-2359（直通）

第3 入札手続の種類

この案件は、入札前に条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の確認を行い、競争入札参加資格があると認められた者による入札の結果に基づき落札者を決定する方法により入札手続を行う。

第4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。なお、(1)～(9)は共通の資格要件であり、(10)以降の資格要件については各業務によって異なる。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。さらに、業種として、第1分類「廃棄物処理業務」・第2分類「一般廃棄物収集運搬、処分」業務での登録をしていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であつて契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び熊本市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可事務要綱（以下「要綱」という。）に基づく許可（ただし、要綱第10条の2、第11条、第12条、第13条の2及び第14条に規定する特例に基づく許可を除く。）業者として当該業を営み、一般廃棄物の収集運搬業務の実績がある法人であること。

1 資源物等収集運搬・中間処理業務委託（富合・城南地区）

- (10) 競争入札参加資格確認申請書の提出時に、常用車として最大積載量2トン以上の塵芥車を2台以上かつ、最大積載量2トン以上4トン未満のトラック（平ボディ）またはダンプを1台以上有すること。

なお、この常用車は熊本市が委託する他の家庭ごみ等収集運搬業務及び家庭ごみ等中間処理業務（ただし、本委託業務と履行期間が重複しない業務を除く。以下「他

の委託業務」という。)の常用車、予備車いずれにも登録されていない車両とする。

また、当該車両の自動車検査証の「所有者」又は、「使用者」が入札参加者名義であること(ただし、「使用者」が入札参加者名義である場合には、「所有者」が他の一般廃棄物収集運搬業許可業者等でないこと。)又は、当該車両が道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第33条及び道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第64条で規定される譲渡証明書により入札参加者に譲渡されたことが証明できること。

- (11) 競争入札参加資格確認申請書の提出時に、予備車として最大積載量2トン以上の塵芥車を別表に定める台数以上かつ、最大積載量2トン以上4トン未満のトラック(平ボディ)またはダンプを1台以上有すること。

なお、この予備車は競争入札参加資格確認申請書の提出時に常用車として申請した車両とは別の車両であって他の業務委託の常用車に登録されていない車両とする。

また、当該車両の自動車検査証の「所有者」又は、「使用者」が入札参加者名義であること(ただし、「使用者」が入札参加者名義である場合には、「所有者」が他の一般廃棄物収集運搬業許可業者等でないこと。)、又は、当該車両が道路運送車両法第33条及び道路運送車両法施行規則第64条で規定される譲渡証明書により入札参加者に譲渡されたことが証明できること。

- (12) 競争入札参加資格確認申請書の提出時に、当該一般競争入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(競争入札参加資格確認申請書等の提出期限日を含め連続して3ヶ月以上)にある業務管理者を1名以上確保できること。また、直接的な雇用関係にある担当要員を6名以上確保でき、このうち3名以上については、当該一般競争入札参加者と恒常的な雇用関係にあること。

なお、業務管理者及び担当要員は他の委託業務の業務管理者、担当要員、予備要員いずれにも登録されていない人員とすること。

- (13) 令和7年(2025年)12月1日時点での決算状況について、以下の要件をいずれも満たすこと。

ア 直前第1期の決算が債務超過でないこと。

イ 直前3期のうち、いずれか1期の決算の経常利益が黒字であること。

- (14) 本件競争入札に事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として競争入札参加資格確認申請書を提出した場合、その組合員は単体として、競争入札参加資格確認申請書を提出することはできない。

本件競争入札に事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員についても併せて(5)、(8)、(9)及び(13)の要件を全て満たす者であること。

- (15) 次の要件を満たす中間処理施設を有する者であること。

ただし、法律第8条第1項の規定による本市の設置許可を有する一般廃棄物処理施設であること。

ア 当該業務で対象とする資源物を10トン/日以上中間処理する能力並びに設備を有すること。また、磁選機、プレス機を備えていること。

イ 当該業務で対象とするペットボトルを5トン/日以上中間処理する能力並びに設備を有すること。

ウ 本市が別途に委託契約する者が収集運搬する紙を20トン/日以上中間処理する能力並びに設備を有すること。

エ 中間処理対象品目の搬入出重量をkg単位又は10kg単位で計量(記録、計量伝票発行等を含む。)できる計量法(平成4年法律第51号)に基づく設備を有すること。

また、10トン積み車両以上のトラックスケールの計量設備を備えていること。

オ 搬入された資源物、ペットボトル及び紙をそれぞれ混合することなく、屋内で貯留集積することができる200m³以上の容積を備えた設備並びに再生資源の品質を損なうことなく適正に保管することができる設備を有すること。

カ 10トン積み車両が円滑・安全に搬入出、積込等ができる車両動線が確保できること。

キ 処理予定量に基づいた発生予定の各選別残さ等を適正に保管できる設備を有すること。

ク 当該中間処理施設は、大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）、騒音規正法（昭和43年法律第98号）、振動規正法（昭和51年法律第64号）及び悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等を遵守し、必要な環境保全対策（ごみ・粉塵の飛散、悪臭の発散、騒音・振動の発生、汚水の浸透・流出及び排水による汚濁等の防止）を講じた周辺生活環境に配慮した施設であること。

(16) ガラスびんの中間処理に関し色毎の選別を1年以上実施した経験を有する者であること。

2 違反ごみ・災害ごみ等収集運搬業務委託

(10) 競争入札参加資格確認申請書の提出時に、常用車として最大積載量2トン以上4トン未満のトラック（平ボディ）またはダンプ及び塵芥車を仕様書に定める常用車の台数以上有すること。

なお、この常用車は熊本市が委託する他の家庭ごみ等収集運搬業務及び家庭ごみ等中間処理業務（ただし、本委託業務と履行期間が重複しない業務を除く。以下「他の委託業務」という。）の常用車、予備車いずれにも登録されていない車両とする。

また、当該車両の自動車検査証の「所有者」又は、「使用者」が入札参加者名義であること（ただし、「使用者」が入札参加者名義である場合には、「所有者」が他の一般廃棄物収集運搬業許可業者等でないこと。）又は、当該車両が道路運送車両法（昭和26年法律185号）第33条及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第64条で規定される譲渡証明書により入札参加者に譲渡されたことが証明できること。

(11) 競争入札参加資格確認申請書の提出時に、予備車として最大積載量2トン以上の塵芥車を別表に定める台数以上かつ、最大積載量2トン以上4トン未満のトラック（平ボディ）またはダンプを1台以上有すること。

なお、この予備車は競争入札参加資格確認申請書の提出時に常用車として申請した車両とは別の車両であって他の業務委託の常用車に登録されていない車両とする。

また、当該車両の自動車検査証の「所有者」又は、「使用者」が入札参加者名義であること（ただし、「使用者」が入札参加者名義である場合には、「所有者」が他の一般廃棄物収集運搬業許可業者等でないこと。）、又は、当該車両が道路運送車両法第33条及び道路運送車両法施行規則第64条で規定される譲渡証明書により入札参加者に譲渡されたことが証明できること。

(12) 競争入札参加資格確認申請書の提出時に、当該一般競争入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（競争入札参加資格確認申請書等の提出期限日を含め連続して3ヶ月以上）にある業務管理者を1名以上確保できること。また、直接的な雇用関係にある担当要員を仕様書に定める人数以上確保でき、このうち半数以上については、当該一般競争入札参加者と恒常的な雇用関係にあること。

なお、業務管理者及び担当要員は他の委託業務の業務管理者、担当要員、予備要

員いすれにも登録されていない人員とすること。

(13) 令和7年(2025年)12月1日時点での決算状況について、以下の要件をいずれも満たすこと。

ア 直前第1期の決算が債務超過でないこと。

イ 直前3期のうち、いずれか1期の決算の経常利益が黒字であること。

(14) 本件競争入札に事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として競争入札参加資格確認申請書を提出した場合、その組合員は単体として、競争入札参加資格確認申請書を提出することはできない。

本件競争入札に事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員についても併せて(5)、(8)、(9)及び(13)の要件を全て満たす者であること。

3 総合ごみ収集運搬業務委託

(10) 競争入札参加資格確認申請書の提出時に、常用車として最大積載量2トン以上の塵芥車及び最大積載量2トン以上のトラック(平ボディ)を各地区仕様書に定める常用車の台数以上有すること。

なお、この常用車は熊本市が委託する他の家庭ごみ等収集運搬業務及び家庭ごみ等中間処理業務(ただし、本委託業務と履行期間が重複しない業務を除く。以下「他の委託業務」という。)の常用車、予備車いすれにも登録されていない車両とする。

また、当該車両の自動車検査証の「所有者」又は、「使用者」が入札参加者名義であること(ただし、「使用者」が入札参加者名義である場合には、「所有者」が他の一般廃棄物収集運搬業許可業者等でないこと。)又は、当該車両が道路運送車両法(昭和26年法律185号)第33条及び道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第64条で規定される譲渡証明書により入札参加者に譲渡されたことが証明できること。

(11) 競争入札参加資格確認申請書の提出時に、予備車として最大積載量2トン以上の塵芥車を別表に定める台数以上かつ、最大積載量2トン以上4トン未満のトラック(平ボディ)またはダンプを1台以上有すること。

なお、この予備車は競争入札参加資格確認申請書の提出時に常用車として申請した車両とは別の車両であって他の業務委託の常用車に登録されていない車両とする。

また、当該車両の自動車検査証の「所有者」又は、「使用者」が入札参加者名義であること(ただし、「使用者」が入札参加者名義である場合には、「所有者」が他の一般廃棄物収集運搬業許可業者等でないこと。)、又は、当該車両が道路運送車両法第33条及び道路運送車両法施行規則第64条で規定される譲渡証明書により入札参加者に譲渡されたことが証明できること。

(12) 競争入札参加資格確認申請書の提出時に、当該一般競争入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(競争入札参加資格確認申請書等の提出期限日を含め連続して3ヶ月以上)にある業務管理者を1名以上確保できること。また、直接的な雇用関係にある担当要員を各地区仕様書に定める常用台数(トラック(平ボディ)またはダンプを除く)に2を乗じた数以上確保でき、このうち各地区仕様書に定める常用台数(トラック(平ボディ)またはダンプを除く)と同数以上については、当該一般競争入札参加者と恒常的な雇用関係にあること。

なお、業務管理者及び担当要員は他の委託業務の業務管理者、担当要員、予備要員いすれにも登録されていない人員とすること。

(13) 令和7年(2025年)12月1日時点での決算状況について、以下の要件をいずれも満たすこと。

- ア 直前第1期の決算が債務超過でないこと。
- イ 直前3期のうち、いずれか1期の決算の経常利益が黒字であること。
- (14) 本件競争入札に事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として競争入札参加資格確認申請書を提出した場合、その組合員は単体として、競争入札参加資格確認申請書を提出することはできない。
- 本件競争入札に事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員についても併せて(5)、(8)、(9)及び(13)の要件を全て満たす者であること。
- #### 4 燃やすごみ及び紙収集運搬業務委託
- (10) 競争入札参加資格確認申請書の提出時に、常用車として最大積載量2トン以上の塵芥車を各地区仕様書に定める常用車の台数以上有すること。
- なお、この常用車は熊本市が委託する他の委託業務の常用車、予備車いずれにも登録されていない車両とする。
- また、当該車両の自動車検査証の「所有者」又は、「使用者」が入札参加者名義であること(ただし、「使用者」が入札参加者名義である場合には、「所有者」が他の一般廃棄物収集運搬業許可業者等でないこと。)又は、当該車両が道路運送車両法(昭和26年法律185号)第33条及び道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第64条で規定される譲渡証明書により入札参加者に譲渡されたことが証明できること。
- (11) 競争入札参加資格確認申請書の提出時に、予備車として最大積載量2トン以上の塵芥車を別表に定める台数以上有すること。
- なお、この予備車は競争入札参加資格確認申請書の提出時に常用車として申請した車両とは別の車両であって他の業務委託の常用車に登録されていない車両とする。
- また、当該車両の自動車検査証の「所有者」又は、「使用者」が入札参加者名義であること(ただし、「使用者」が入札参加者名義である場合には、「所有者」が他の一般廃棄物収集運搬業許可業者等でないこと。)、又は、当該車両が道路運送車両法第33条及び道路運送車両法施行規則第64条で規定される譲渡証明書により入札参加者に譲渡されたことが証明できること。
- (12) 競争入札参加資格確認申請書の提出時に、当該一般競争入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(競争入札参加資格確認申請書等の提出期限日を含め連続して3ヶ月以上)にある業務管理者を1名以上確保できること。さらに、直接的な雇用関係にある担当要員を各地区仕様書に定める常用車台数に2を乗じた数以上確保でき、このうち各地区仕様書に定める常用車台数と同数以上については、当該一般競争入札参加者と恒常的な雇用関係にあること。
- なお、業務管理者及び担当要員は他の委託業務の業務管理者、担当要員、予備要員いずれにも登録されていない人員とすること。
- (13) 令和7年(2025年)12月1日時点での決算状況について、以下の要件をいずれも満たすこと。
- ア 直前第1期の決算が債務超過でないこと。
- イ 直前3期のうち、いずれか1期の決算の経常利益が黒字であること。
- (14) 本件競争入札に事業協同組合として競争入札参加資格確認申請書を提出した場合、その組合員は単体として、競争入札参加資格確認申請書を提出することはできない。
- 本件競争入札に事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員についても併せて(5)、(8)、(9)及び(13)の要件を全て満たす者であること。

第5 申請手続等

1 申請書、仕様書、入札説明書等の交付期間及び方法

令和8年(2026年)1月9日(金曜日)から令和8年(2026年)1月26

日（月曜日）まで

熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は第2の担当部局で配布する。
(担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。)
郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市ホームページでは、その運用時間内においてダウンロードできる。

なお、仕様書等の設計図書は、入札日までの間、第2の担当部局において閲覧に供する。

2 申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格の有無については市長の確認を受けなければならない。提出方法等は、持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

（1）提出書類

- ア 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 競争入札参加資格審査調書（様式第2号）
- ウ 労働保険料納付済証明書（写可）
(注：申請時において証明書の有効日を過ぎていないものとする。)
- エ 一般廃棄物収集運搬業許可証の写し
- オ 様式第2号の(10)及び(11)に記入した車両の自動車検査証の写し
- カ 一般廃棄物収集運搬業車両証明書の写し
- キ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書のいずれか一つ（写可）（証明年月日が申請書等提出時の3ヵ月以内のもので、それぞれの官公署において定めた様式によるものであること）
- ク 決算報告書（写可）
(貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、直前の第1期、第2期及び第3期分)
- ケ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等、様式第2号の(12)に記入した人員の雇用関係が確認できる書類の写し
- コ 競争入札参加資格要件(15)の確認調書（様式第3号）
- サ 競争入札参加資格要件(16)の確認調書（様式第4号）

※コ、サの提出については、「資源物等収集運搬・中間処理業務委託（富合・城南地区）」の参加希望者に限る。

（2）提出期限

令和8年（2026年）1月26日（月曜日）午後5時まで

郵送する場合は、令和8年（2026年）1月26日（月曜日）午後5時まで必着のこと。

また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

（3）提出部数

1部とする。

（4）提出先

ア 持参の場合

第2の担当部局

イ 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市環境局資源循環部廃棄物計画課）宛

また封筒の表面に「競争入札参加資格確認申請書在中」を明記すること。

(5) 留意事項

- ア 様式については、申請書等提出日時点において記載すること。
- イ (1)工・力の書面が添付されていない場合は、当該許可、実績又は資格を有しているとは認めない。
- ウ 事業協同組合として本件競争入札に参加する場合は、競争入札参加資格審査調書（様式第2号）中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。
業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載してもよいこととする。

3 競争入札参加資格の確認

競争入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（競争入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

第6 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- 1 競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- 2 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

第7 入札説明会

入札説明会は実施しない。

第8 入札説明書、仕様書等に対する質問

- 1 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。
 - (1) 提出方法
書面（様式は自由）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。
ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。
 - (2) 提出期間
令和8年（2026年）1月9日（金曜日）から令和8年（2026年）2月3日（火曜日）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - (3) 提出先
第2の担当部局
ファックス : 096-359-9945
メールアドレス : haikikeikaku@city.kumamoto.lg.jp
- 2 1の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。
 - (1) 閲覧期間
令和8年（2026年）2月6日（金曜日）までに開始し、令和8年（2026年）2月13日（金曜日）までとする。
 - (2) 閲覧場所
第2の担当部局

第9 入札に参加する者が1者である場合の措置

- 1 各委託の入札に参加する者が1者である場合は、再度公告して申請書等の提出期限を延長するものとする。この場合においては、必要に応じて当該案件に係る競争入札参加資格の変更を行うことがある。
- 2 入札において、入札の進行状況により入札に参加する者が1者となった場合は、当該入札を中止するものとする。さらに、中止した地区的入札については、再度公

告して申請書等の提出期限を延長するものとする。この場合においては、必要に応じて当該案件に係る競争入札参加資格等の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

第10 入札等

1 第5の3の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札書を持参して行うこととし、郵送及び電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。入札代理人が持参する場合は、別途委任状を提出すること。

(1) 入札日時

令和8年（2026年）2月12日（木曜日）及び令和8年（2026年）2月13日（金曜日）

なお、入札の順序と開始予定時間は、次のとおりとする。

ア 令和8年（2026年）2月12日（木曜日）

(ア) 資源物等収集運搬・中間処理業務委託（富合・城南地区）

… 9時30分から

(イ) 違反ごみ・災害ごみ等収集運搬業務委託

… 10時00分から

(ウ) 総合ごみ収集運搬業務委託（植木B地区）

… 10時30分から

(I) 総合ごみ収集運搬業務委託（富合・杉上地区）

… 11時00分から

(オ) 総合ごみ収集運搬業務委託（隈庄・豊田地区）

… 11時30分から

(カ) 燃やすごみ及び紙収集運搬業務委託（A地区）

… 13時00分から

(キ) 燃やすごみ及び紙収集運搬業務委託（B地区）

… 13時30分から

(ク) 燃やすごみ及び紙収集運搬業務委託（C地区）

… 14時00分から

(ケ) 燃やすごみ及び紙収集運搬業務委託（D地区）

… 14時30分から

(コ) 燃やすごみ及び紙収集運搬業務委託（E地区）

… 15時00分から

(サ) 燃やすごみ及び紙収集運搬業務委託（F地区）

… 15時30分から

(シ) 燃やすごみ及び紙収集運搬業務委託（G地区）

… 16時00分から

(ス) 燃やすごみ及び紙収集運搬業務委託（H地区）

… 16時30分から

イ 令和8年（2026年）2月13日（金曜日）

(ア) 燃やすごみ及び紙収集運搬業務委託（I地区）

… 9時00分から

(イ) 燃やすごみ及び紙収集運搬業務委託（J地区）

… 9時30分から

(ウ) 燃やすごみ及び紙収集運搬業務委託（K地区）

… 10時00分から

(I) 燃やすごみ及び紙収集運搬業務委託（L地区）

… 10時30分から

(ウ) 燃やすごみ及び紙収集運搬業務委託（M地区）

… 11時00分から
(I) 燃やごみ及び紙収集運搬業務委託 (N地区)
… 11時30分から

※上記開始予定時間は目安であり、入札進行状況により遅れる場合がある。
※途中から参加する者は、参加する委託地区における開始予定時刻の10分前までに入札場所前に到着し、職員の指示に従うこと。

(2) 入札場所
熊本市西区城山薬師2-12-1
西部環境工場 2階大会議室

- 2 落札決定にあたっては、入札書に記載された合計金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札書は、本市所定の様式を使用するものとする（第5の3の通知に同封する）。
- 4 入札執行回数は、2回までとする（2回目の入札書の提出については、別途指示する）。
- 5 入札書を提出した後は開札の前後を問わず、引換え又は取消しをすることができない。
- 6 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
- 7 本件業務委託（※）のうち先行して開札を行う案件（以下「先行案件」という。）を落札した者（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約により、見積書を提出した者を含む。）が、本件業務委託のうちその後において開札を行う案件（以下「後発案件」という。）に参加し、落札した先行案件及び後発案件の仕様書に定める塵芥車の常用車台数の合計が3台を超える場合、先行案件を落札した者は後発案件について落札することはできず、後発案件について提出された入札書は無効とする。

（※）資源物等収集運搬・中間処理業務委託（富合・城南地区）

違反ごみ・災害ごみ等収集運搬業務委託

総合ごみ収集運搬業務委託（植木B・富合・杉上、隈庄・豊田地区）

燃やごみ及び紙収集運搬業務委託（A～N地区 計14地区）

- 8 熊本市工事競争入札心得（平成2年告示第107号。以下「入札心得」という。）第7条に準じるほか、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時において第4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。
- 9 無効とした入札書は、返却しないものとする。

第11 落札者の決定方法

- 1 本案件は、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設定する。
- 2 熊本市業務委託契約に係る最低制限価格制度要綱（平成25年告示第873号）第3条の規定により定めた最低制限価格以上の価格を提示したもののうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 3 2により落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより

落札者を決定する。

- 4 開札の結果、最低制限価格に満たない価格で入札した者は失格とし、再度入札に参加できないものとする。

第12 契約方法

この案件は、電子契約にて締結することができる。なお、電子契約を行う場合、契約の締結にあたって、契約締結の確認の依頼のために使用する電子メールアドレスは、第4(1)に掲げる参加資格者名簿に登録する際に申請したメールアドレスとする。その他、熊本市電子契約実施要綱（令和7年10月1日施行）に定めるところによる。

第13 その他の留意事項

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金
熊本市契約事務取扱規則第5条に定めるところにより、免除とする。
- 3 契約保証金
熊本市契約事務取扱規則第22条の定めるところにより、落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。
ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。
 - (1) 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。
 - (2) 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可）を提出したとき。
- 4 契約書（案）
熊本市ホームページへ掲載するほか、第2の担当部局で閲覧に供する。
- 5 申請書等に関する事項
 - (1) 提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は入札参加者として認められないものとする。
 - (2) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - (3) 提出された申請書等は、返却しない。
 - (4) 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - (5) 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は、認めない。
 - (6) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
- 6 競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間の期間に、競争入札参加資格があると認めた者が競争入札参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する競争入札参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。
- 7 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が第4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- 8 申請書等の提出及び入札にあたっては、入札心得に準じて実施する。
- 9 申請書類等は、黒色のペン又はボールペンで記入すること。（消えるボールペンは不可）
- 10 以上のほか、詳細は入札説明書による。

(別表)

予備車の台数について

予備車として必要な台数は以下の表のとおりとする。

| 熊本市が委託する家庭ごみ収集運搬業務の常用台数（塵芥車のみ）の合計※ 【令和8年（2026年）4月1日時点】 | 必要となる 予備車台数 | 備 考 |
|---|----------------|---|
| 1台 | 1台 | |
| 2台 | | |
| 3台 | | |
| 4台 | 2台 | |
| 5台 | | |
| 6台 | | |
| 7台 | 3台 | ※ 履行期間が重複する複数の業務を受託している場合、当該各業務の仕様書に定める常用台数の合計に基づき、予備車を配置すること |
| 8台 | | |
| 9台 | 4台 | |
| 10台 | | |
| 11台 | 5台 | ・常用台数の合計にトラック（平ボディ）またはダンプは含まない |
| 12台 | | |
| 13台 | 6台 | |
| 14台 | | |
| 15台 | 7台 | |
| 16台以上 | 8台 | |